取引業者の皆様へ

公的研究費に係る物件調達等契約に係る取扱いについて

公的研究費の使用において、不適切な物件調達契約を防止するために、取引業者の皆様に周知する内容をここに定め公表します。

適正な契約の締結

公的研究費の使用において、業者と取引を行う場合には、以下の条件に応じると同意した業者を選定し、契約を締結します。

- 預け金に協力しないこと、協力したときは取引停止になること
- ・納品時は、必ず検収を受けること
- ・取引データ (納品物品名、数量、納品日、金額、納品先等の電子情報) を提供すること
- ・分割発注の禁止、機器の無償提供の禁止
- ・営業担当社員の管理、教育の徹底などを行うこと

誓約書の提出

当該業者から不正行為を行わないこと等を約束する本学指定の「誓約書」の提出を求めます。同一業者であっても、年度が替わるごとに同様の手続きを毎年行います。

誓約書等に盛り込む事項

- ・本学の規則等を遵守し、不正に関与しないこと
- ・内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること
- ・不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと
- 構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること

また、取引業者が過去の不正取引について、本大学に自己申告した場合には、情状を考慮し、取引停止期間の減免を行うことがあることなどを含めた処分方針の周知徹底を図るものとする。

取引停止

統括ディレクター(大学事務局長)は、締結した契約内容及び徴収した誓約書に重大な違反をした取引業者及び次の各号のいずれかに該当する行為があったと認められる取引業者に対しては、取引を停止する等の措置を講ずることができるものとする。

- (1)調査に当たり、虚偽の申告をしたとき。
- (2) 入札又は見積もりに際し、不正の行為があったとき。
- (3) 契約の履行に際し、故意に工事を粗雑にし、又は品質、数量等につき不正の行為があったとき。
- (4) 企業の社会的責任 (CSR) を果たしていないとき。
- (5) その他、本学に不利益をおよぼす行為があったとき。

統括ディレクターは、取引停止を決定したときは、「取引停止措置通知書」に必要事項を 記載し当該業者に対し遅滞なく通知します。